



学校事務だより

平成30年6月発行

平成30年度がスタートして2ヶ月経ちました。
平成28年度より、保護者・地域みなさまに里庄中学校の
ことについて、学校事務の立場からさまざまな情報をお伝え
しています。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。



学校事務共同実施について紹介します

共同実施はいつから始まったの？

平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で初めて教育施策として取り上げられました。岡山県では平成22年度から県下全域で実施されています。



「今後の地方教育行政の在り方について」

第3章 学校の自主性・自律性の確立について 5 学校の事務・業務の効率化

学校事務を効率的に執行する観点から、特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等により、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討すること。

共同実施の目的は？

- 情報の共有・集中管理により、さらに正確で効率的な事務の提供と事務職員の資質向上に資する。
- 専門性を生かし学校経営参画と教員の事務支援を行うことにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校力の向上を目指す。
(里庄町立学校事務共同実施要綱)



「学校事務共同実施」って？

「学校事務共同実施」という言葉を聞いたことがありますか？
学校事務職員は基本的に各校1名で、様々な業務を行っています。
中学校単位で共同実施組織をつくり、複数校の事務職員が定期的に集まり、共同で業務を行っています。



里庄町の共同実施

- 里庄東小・里庄西小・里庄中の3校3名で行っています。
- 実際行っている業務は・・・
 - ・学校予算に関すること
(予算管理、予算執行、予算要求など)
 - ・教科書に関すること(教科書給与事務など)
 - ・就学援助に関すること(申請事務、支給事務など)
 - ・教職員の給料諸手当に関すること
 - ・教職員の旅費請求事務に関すること など



月2回程度、上記のような業務や情報交換などを行っています。1人で行うより3人の力を合わせ、より効率的・効果的な質の高い事務を進めています。

「学生・生徒旅客運賃割引証」について

学生割引は、JRで片道100kmを超える区間を乗車する際に、運賃(乗車券)が2割引となる制度です。
特急券、グリーン券、寝台券等は、学生割引の対象となりません。
片道600kmを超える往復乗車券の場合は、往復割引と学生割引が重複して適用されます。(往復乗車券の場合は、学割証は1枚で足りません。)
なお、往復乗車券の有効期間は、片道乗車券の2倍となりますので、JRの窓口やHPでご確認ください。
「生徒旅客運賃割引証交付願」を提出していただいてから、学割証の発行となります。交付願は、職員室にあります。また、本校のホームページからダウンロードすることもできます。学割証が必要な場合は、早めの申請をお願いします。

